資料3

特定都市河川制度について

令和8年10月27日
矢出沢川流域水害対策協議会及び同幹事会

■目次

１　これまでの流域治水の取組
２　特定都市河川浸水被害対策法の概要
３　特定都市河川の指定要件
４　全国の指定状況
５　指定に伴う主な制度

1 これまでの流域治水の取組（長野県流域治水推進計画）

○「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、これまでの河川管理者による対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、ハード対策とソフト対策を一体的に進め、流域全体で水害の軽減を図る取組

○ 長野県では、流域治水に対する意識を醸成し、取組の拡大を図るため、令和3年2月に「長野県流域治水推進計画」を策定し、令和7年度までの5か年で取組を集中的に推進

【 長野県流域治水推進計画の概要 】 ～ 市町村や関係部局と連携し、「流域治水」を強力に推進 ～

流域治水

河川整備の取組「流す」
- 堤防・護岸整備
- 河道掘削・支障木伐採　等

流域における雨水貯留等の取組「留める」
- 公共施設における雨水貯留浸透施設設置
- 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度
- 雨水排水規制ガイドライン等の策定
- ため池や水田を活用した雨水貯留の取組
- 流域の森林整備　等

まちづくりや住民避難の取組「備える」～ 逃げ遅れゼロ ～
- 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置
- 浸水想定区域図の作成
- 住まい方の工夫の取組
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定
- 地域特性に配慮した「地区防災マップ」の作成
- 防災知識の普及に関する取組　等

長野県流域治水推進計画

2 特定都市河川浸水被害対策法の概要（R3法改正）

○ 都市部の河川における浸水被害対策を進めるため、平成15年に制定
○ 水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域の関係者が協働して「流域治水」を進められるよう、令和3年に法律が改正され、指定対象が全国の河川に拡大
→「流域治水」の取組を、法的枠組のもとで関係者が連携して進めることが可能となった

平成15年制定時の主な制度

対象河川
市街化率が概ね5割以上の都市部を流れる河川等。

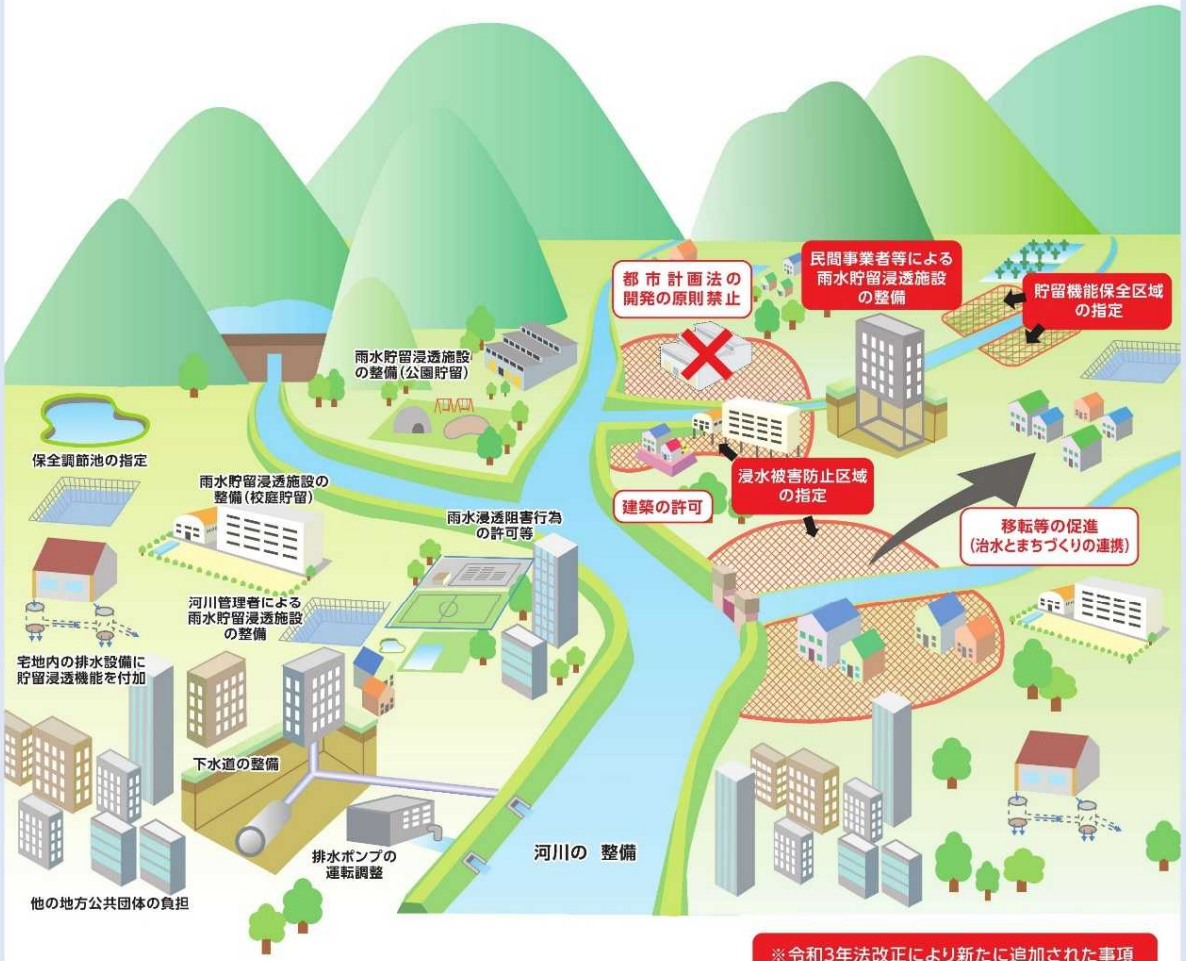
流域水害対策計画の策定
浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るため、河川管理者、流域内の都道府県及び市町村の長、下水道管理者が共同して策定。

河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備
流域水害対策計画に基づき、河川管理者が雨水貯留浸透施設を整備することができる。整備された施設は河川管理施設として河川法の規定を適用。

保全調整池の指定
都道府県知事等は一定規模以上の防災調整池を保全調整池に指定できる。指定された保全調整池は、埋立て等の行為については届出を義務化。

雨水浸透阻害行為の許可等
宅地等以外の土地で行う一定規模以上の雨水浸透阻害行為について都道府県知事等の許可が必要。

特定都市河川浸水被害対策法の全体像



令和3年改正時に追加された主な制度

対象河川の拡大
「市街化の進展」に加え、「接続する河川の状況」、「自然的条件の特性」の2つの要件を追加し、対象を全国の河川に拡大。

民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備
民間事業者等は、一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に係る計画の認定を受け、計画に基づき予算・税制等の支援を受けることができる。

貯留機能保全区域の指定
都道府県知事等は洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を指定できる。貯留機能を阻害する盛土等の行為に対しては、事前届出を義務付ける。

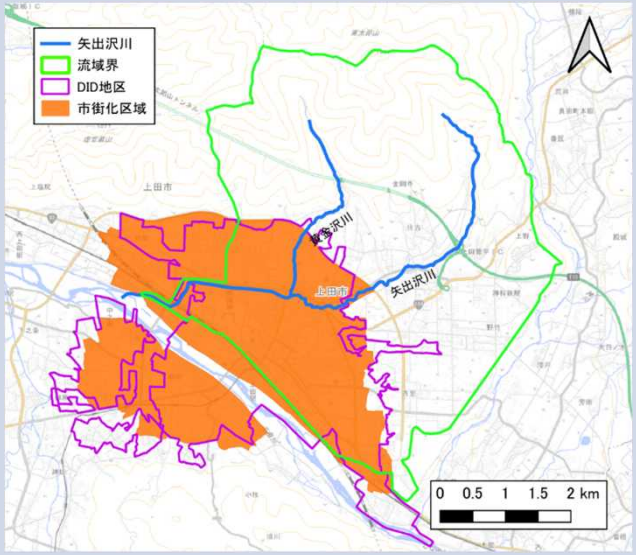
浸水被害防止区域の指定
都道府県知事は浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じる。

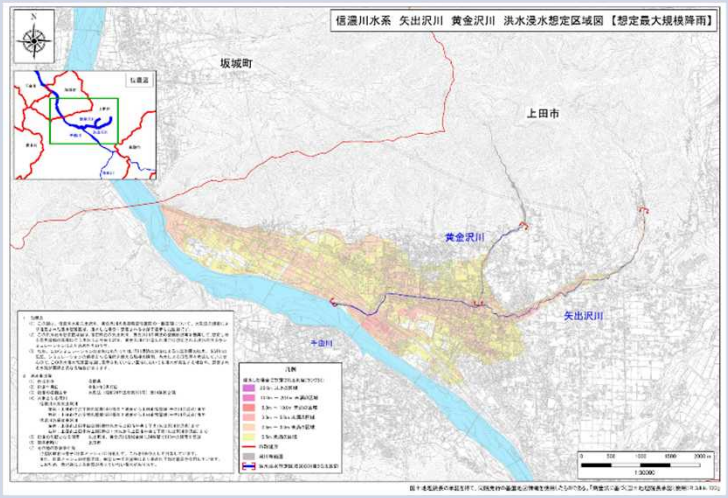
国土交通省資料より引用

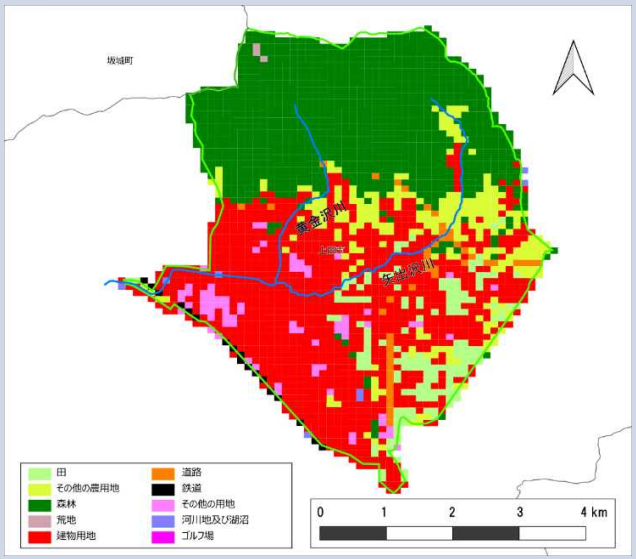
3 特定都市河川の指定要件

○ 矢出沢川、黄金沢川、及びその流域は、3つの指定要件を全て満たしている

指定要件1	指定要件2	指定要件3
都市部を流れる河川	著しい浸水被害が発生、又はそのおそれ	河道の整備等による浸水被害の防止が、①市街化の進展、②接続する河川の状況、③自然的条件の特殊性から困難
上田市街地を流下しており、流域の25%が市街化区域であるほか、流域内には市役所等の重要施設が立地している。	令和4年3月15日に水防法第14条第2項に基づく洪水浸水想定区域を指定し、公表済み。	流域内の可住地において市街化されている土地の割合は約73%。 →①市街化の進展による整備困難







【指定要件3のイメージ】

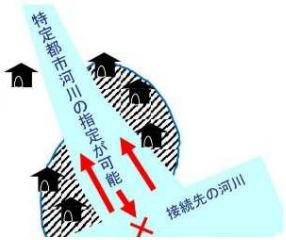
①市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね５割以上の河川



②接続する河川の状況

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



③自然的条件の特殊性

狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川

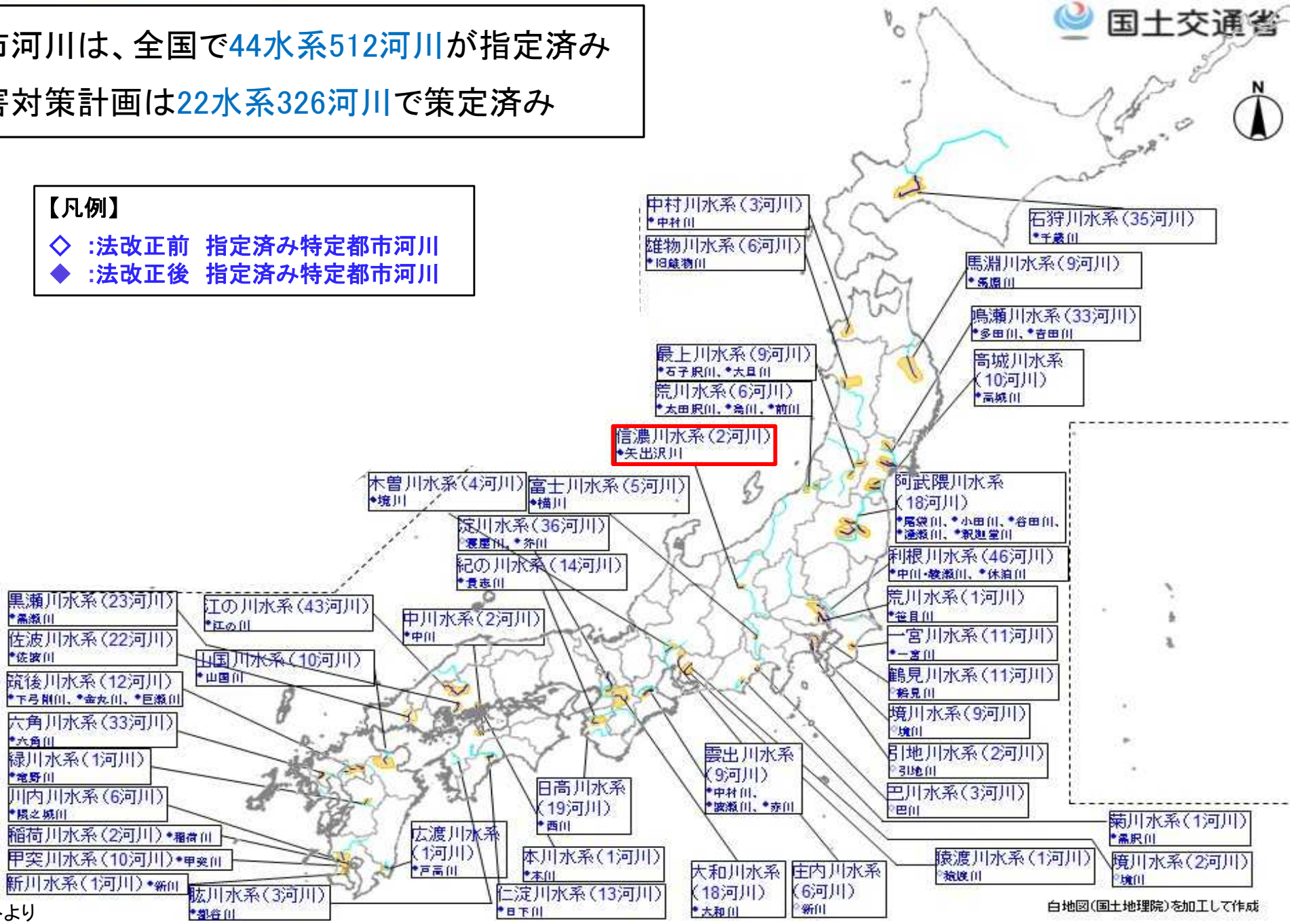


国土交通省資料を加工

4 全国の指定状況（令和8年9月1日時点）

○ 特定都市河川は、全国で44水系512河川が指定済み

○ 流域水害対策計画は22水系326河川で策定済み



白地図（国土地理院）を加工して作成

国土交通省Webサイトより

5 指定に伴う主な制度（流域水害対策）

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強　　等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≧30m³（条例で0.1–30m³の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による1,000m²※以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保



浸水被害被害防止区域における
居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

国土交通省資料を加工

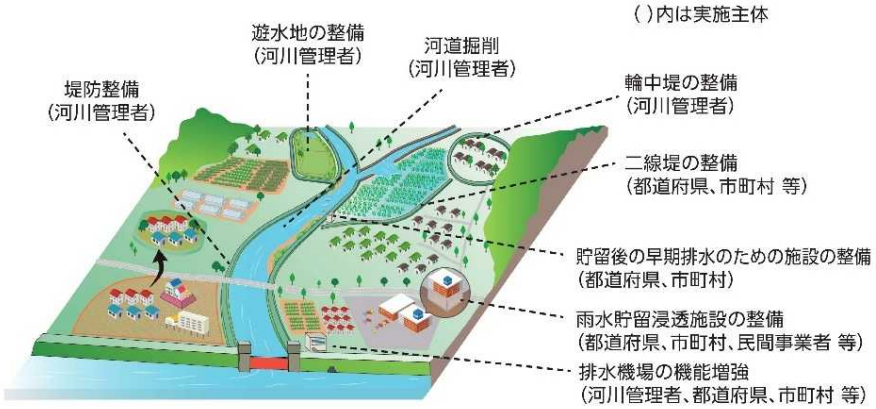
5 指定に伴う主な制度（計画に基づくハード対策の加速化）

○ 河川、下水道、雨水貯留浸透施設等の整備といったハード対策を「流域水害対策計画」に位置付け、流域全体の対策として一体的に推進

○ 河川整備への予算の重点措置や、下水道施設の交付対象要件の緩和により、ハード対策を加速化

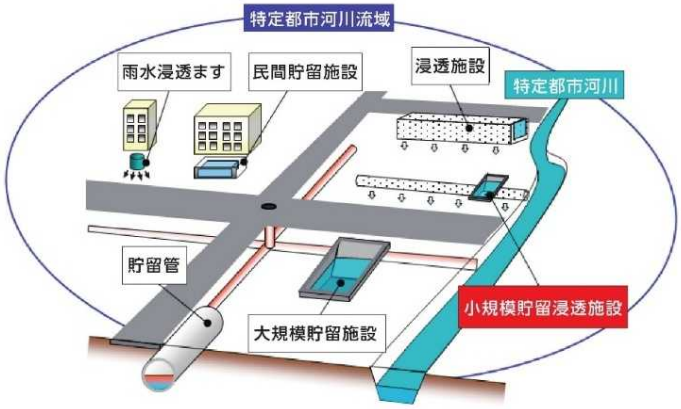
流域水害対策計画に位置付けられた雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制等と一体的に行うハード対策に予算を重点措置

特定都市河川におけるハード対策（河川）の例



特定都市河川流域における浸水対策強化のため、下水道管理者等による貯留施設の整備やソフト対策等の充実に加え、下水道管理者による雨水貯留浸透施設の整備について、交付対象要件（対象施設の下水排除面積）を緩和

下水道浸水被害軽減総合事業の例



交付対象

- 排水施設
- 雨水貯留浸透施設
  施設規模要件を緩和して下水道管理者による整備を加速
- 移動式排水施設
- 河川等からの逆流防止施設
- 防水ゲート、止水板　等

国土交通省資料より引用

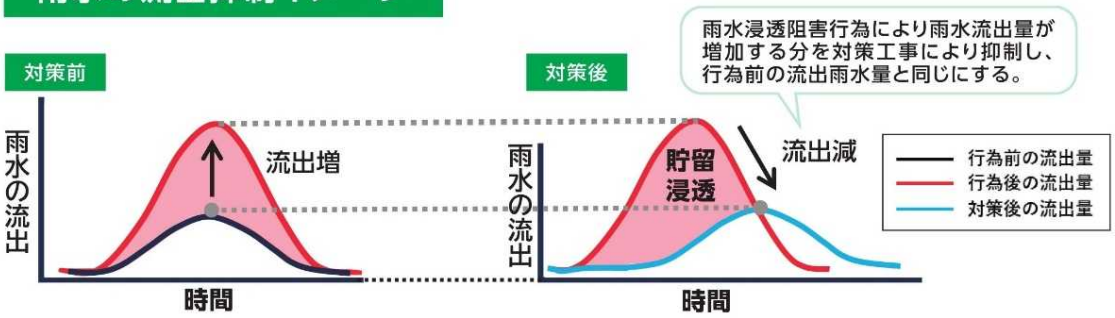
5 指定に伴う主な制度（雨水流出の増加を抑制）

- ○ 他法令による開発許可制度とあわせて、雨水の浸透・流出という治水上の観点から土地利用を確認
- ○ 流域内の一定規模（1,000㎡）以上の雨水浸透阻害行為について、行為に伴う雨水流出量の増加分に対応した対策を求める
- ○ 雨水貯留浸透施設の設置等により、土地利用との両立を図りながら、流域の貯留・浸透機能を維持

雨水浸透阻害行為の例



雨水の流出抑制イメージ



※「宅地等」以外の土地
→山地、林地、耕地、原野　等

※「宅地等」に含まれる土地
→宅地、池沼、水路、ため池
道路、鉄道、飛行場、太陽光発電施設　等

国土交通省資料より引用

5 指定に伴う主な制度（雨水流出の増加を抑制）

- ○ 許可の要否や必要な手続きを示す、長野県独自の申請マニュアルを策定済み
- ○ 他法令（都市計画法、盛土規制法、森林法等）で求められる対策量を確認した上で、特定都市河川法を含む各制度の対策量を比較し、必要な対策量を算定することが可能
- ○ 各制度の基準を満たす施設として一体的に計画することで、施設の重複や過大な整備を避けるほか、事務的負担の軽減を図る

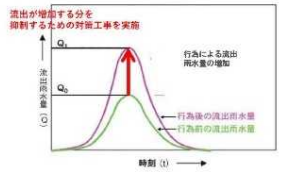
Ver2.0

特定都市河川浸水被害対策法に基づく
雨水浸透阻害行為の許可事務
申請マニュアル

【矢出沢川流域版】

令和８年４月
長　野　県

表 2.4.1　特定都市河川浸水被害対策法と他法令等との関係

	特定都市河川浸水被害対策法	他法令等による基準等
対象箇所	特定都市河川流域	市町村内
許可を要する事業対象規模	1,000㎡（0.1ha）以上の雨水浸透阻害行為 特定都市河川浸水被害対策法に定める雨水浸透阻害行為の面積のみ	1,000㎡未満～1ha未満、1ha以上の開発区域における開発行為等 面積は既存開発面積を含む開発区域面積
対象行為	雨水の流出増をもたらす行為（行為の主体や目的による別はなく、公的主体が行うものにおいても対象としている） ・宅地等にする開発行為 ・土地の舗装 ・土地の締固め、道路・鉄道	特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象となる。 他法令等の基準を参照 （特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象となる場合がある。）
土地利用形態の変更の判断基準	基本的に、申請時点を基準とする。 但し、特定都市河川流域の施行時点の情報も用いて判断する。	申請時点を基準とする。
必要対策量	・行為前後の土地利用の変化による流出係数の差分をもとに算定  雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ ※（本流域では、「雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート」を用いる） 申請毎に個別に算定	・都市計画法、盛土規制法、森林法、上田市条例等の各手法で算定 【関連他法令の算出】 ・開発許可等の申請の手引(長野県）に準じて対策量を算出 ・1.0ha以上は、流域開発に伴う防災調節等技術基準に準じて算定 調整容量等
	対策量の違い 必要対策量の大きい方を適用	
対策工事内容	浸透型施設・貯留型施設	浸透型施設・貯留型施設・排水路※ ※1.0ha未満で放流先の許可が得られる場合
申請	申請は、必要対策量を適用したものだけでなく、特定都市河川浸水被害対策法と他法令等の両方の申請手続きが必要	
標識設置	県が作成した標識を申請者が設置 ※申請者が作成・設置することも可	申請者が設置

5 指定に伴う主な制度（雨水流出のさらなる抑制）

○ 開発等に伴い義務付けられる流出抑制対策に加え、流出雨水量を現在よりも減少させるための雨水貯留浸透施設の整備等を促進

○ 地方公共団体や民間事業者等による施設整備を流域水害対策計画に位置付け、計画的に推進

○ 一定の要件を満たす民間施設の整備計画を認定し、予算・税制等の支援により整備を促進

予算・税制等の支援

地方公共団体向け

・雨水貯留浸透施設の設置に係る法定補助
・雨水貯留浸透施設の設置用地としての国有地の無償貸付等

民間事業者等向け

・一定規模以上の雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度
※認定を受けた施設については各種支援制度が活用可能
・雨水貯留浸透施設整備に係る費用の一部を補助
・固定資産税の減免

支援までの流れ

流域水害対策計画
雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項を定める

↓

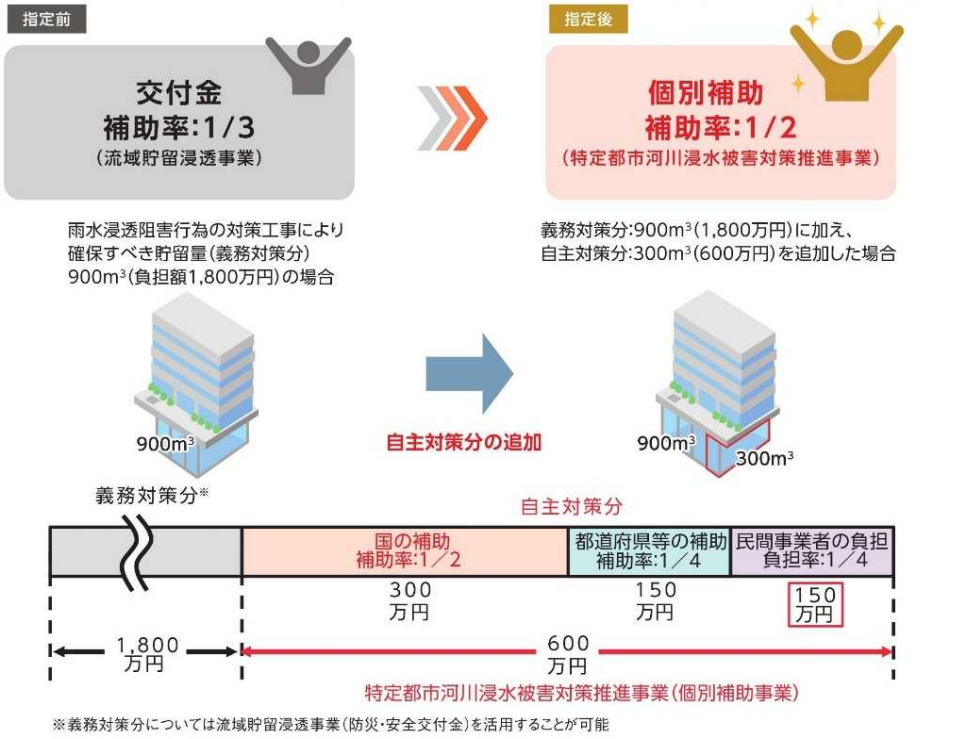
雨水貯留浸透施設整備計画の認定
具体的な施設計画の申請を受け、施設ごとに基準への適合を審査

↓

認定後の支援

補助制度の活用例

特定都市河川流域内での整備では、自主対策分の整備に対する国からの補助が**個別補助金に移行**し、**補助率がアップ**



※義務対策分については流域貯留浸透事業（防災・安全交付金）を活用することが可能

国土交通省資料より引用

5 指定に伴う主な制度（貯留機能の保全と安全なまちづくり）

○ 流域が有する貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するとともに、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進

○ 流域水害対策計画に各種指定の方針を定め、関係者との調整や法令に基づく手続を経て、必要な指定を検討

保全調節池の指定



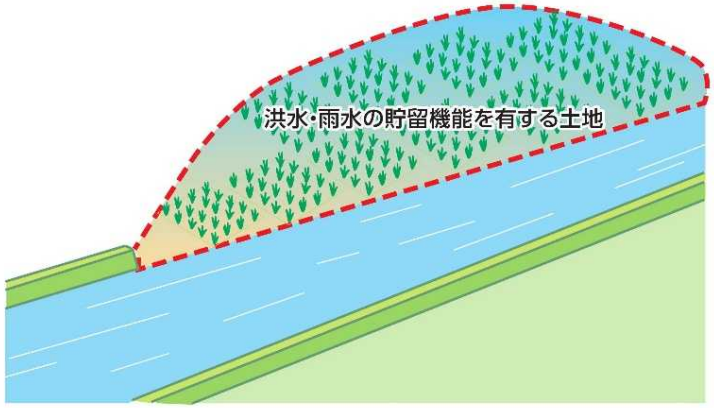


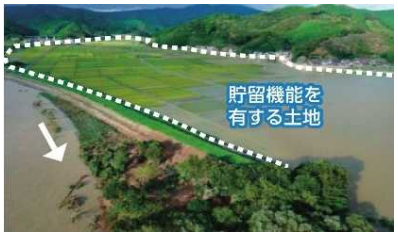
埋立て行為等を行う場合は事前届出

雨水を貯留する機能が浸水被害の防止に有用な防災調整池を指定

→貯留機能を保全

貯留機能保全区域の指定





土地所有者の同意を得た上で、洪水・雨水を一時的に貯留し、浸水の拡大を抑制する効用がある土地の区域を指定

→貯留機能を保全

浸水被害防止区域の指定



浸水被害が発生した場合に、生命や身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を指定し、一定の開発・建築について安全上必要な措置を事前許可制により確認

→居住を避ける

→居住する場合にも命を守る

→移転を促す

国土交通省資料を加工